

令和2年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年3月13日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中 文男
代表監査委員	嶽野 正弘	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長補佐	和田 貴弘	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

1. 議員提出議案の題目

発委第1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時40分）

（本会議再開宣告 10時40分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第9号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」から、議第54号「令和2年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの46議案について、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を、一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等についてそれぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 委員長

○12番（高宮 陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の2月13日、25日、26日、27日、28日、会期中の3月10日、11日、12日に開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について審査いたしましたので、その審査の経過並び結果について報告いたします。

付託案件は、議第9号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」

など、条例の一部改正 11 件、議第 25 号「新町建設計画(隠岐の島まちづくり計画)の一部変更について」など、整備計画の変更など 4 件、議第 31 号「工事請負変更契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」1 件と、議第 42 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計予算」並びに、議第 43 号「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」など、当初予算 11 件、計 27 件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。付託された議案については、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

まず、条例の一部改正についてであります。改正理由は、関係法律の改正により所要の改正を行うものが主なものであり、特に意見・指摘事項はございませんでした。

ただ、1 件だけ申し上げますと、議第 15 号「隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例」は、本年 10 月診療分から本人負担額を無料とするもので、子育てを支援し保護者負担の軽減を図るものであり評価するものであります。県内には高校生も対象としている市町村もあることから、引き続き調査研究し、高校生まで助成を拡大するよう要望いたしました。

次に、議第 25 号「新町建設計画(隠岐の島まちづくり計画)の一部変更について」など整備計画の変更など 4 件は、法改正により計画期間を令和 6 年度まで延長するものや、各事業の財源確保のため事業等を追加するものであり、特に意見・指摘事項はありませんでした。

次に、一般会計および各特別会計予算についてであります。

まず、総務費の防犯灯管理事務であります。

公共施設や街路灯に使用されている水銀灯については、『水銀に関する水俣条約』により令和 2 年 12 月以降は水銀灯が入手困難となることから、水銀灯から LED に切り替える方針であり、本町でも体育館・防犯灯などについて更新のための予算が提案されています。

特に、防犯灯については、現在 183 基の水銀灯が設置されており、予算では、そのうち 12 基しか予算化されておらず、このまま推移すれば 14 年から 15 年もの年月を要することとなります。老朽化が進んだものから順次更新するとの説明ですが、早急に更新のための全体計画を策定し取り組むべきと指摘いたしました。

次に、地域おこし協力隊募集事業についてであります。この度、地域振興課では、結婚相談員として出会いの場を作ることを目的に地域おこし協力隊員を配置することですが、単なる仕事を分担しているようにしか思えません。過去には公民館でも関係者などが中心と

なり、出会いの場をつくると挑戦した経過がありましたが、その後の事業評価はどうだったでしょうか、疑問も残ります。

地域おこし協力隊制度の目的は、地域外の人材を積極的に誘い出し、地域活動を行ってもらいながら、地域の維持・強化を図り、最終的には定住・定着を図ることです。本年も、多くの地域おこし協力隊員の配置計画がありますが、給料をもらいながら地域活性化活動に取り組み、自分がスキルアップしたら「さようなら」とならないように、当初の目的である定住・定着を図るためにも、しっかりと行政も支援して取り組むよう要望しておきたいと思います。

「地域を変えるのは、若者・よそ者・馬鹿者である。」と、言った前海士町長の言葉が思い出されます。

次に、隠岐の島ものづくり学校運営事業についてであります。

ものづくり学校は、平成 24 年にオープンし今日に至っていますが、18 室の内 4 業者だけが入居しており、当初の目的が失われているのが現状であります。委員からも、「当初の目的が果たされてなく廃止すべきだ」「施設も老朽化しており修繕費も必要となる」「地域コミュニティの場にすべきでは」等、現状のまま存続することは問題であるとの多くの意見がありました。

平素は、中地区の住民グループや公民館事業としての利用しかなく、当委員会としても、この施設の存続・廃止も含め早急に検討するよう指摘いたしました。

次に、ふるさと納税事業についてありますが、この制度が始まった当初から、積極的に取り組み財源の確保を図るべきとして、多くの議員から発言があったと記憶しています。結果として積極的に取り組んだ自治体と、そうでなかった自治体では大きな格差が生じているのが現実であります。

ふるさと納税の業務を民間事業所に委託して業務を実施していますが、総事業費に対して納税額が 1,500 万円程度では、この事業のメリットはありません。今一度、ふるさと納税に対する本町の取り組み方を再検討し、もっと積極的に取り組むよう指摘しておきたいと思います。

次に、移住・定住希望者向けの住宅整備や空き家対策としての事業についてありますが、住宅確保と定住人口の確保を図るため、「UI ターン促進住宅管理事業」「定住お試し住宅運営事業」「定住集合住宅整備・活用事業」「空き家活用事業」など、多くの UI ターン・定住促進のための事業が展開されています。

また、新規事業として、県職員宿舎を買い取り、移住・定住希望者向けの住宅として整備し、住宅確保と定住人口の確保を図るとのことです。

委員から、「空き家対策で改修費を助成してUI ターン・若者の定住を促進するとしながら、一方では、行政が県職員宿舎を買い取り賃貸住宅の確保と定住人口を図ることは一貫性がないのではないか」「町が住宅を確保すれば、空き家改修は進まないのではないか」などの意見がありました。

当委員会としても、移住・定住のための住宅を確保することは理解しているが、住宅確保・整備に対する本町の姿勢が今一つ分かりにくいという結論に達しました。

今一度、本町の住宅確保・整備について、その方針を明らかにしていただくよう要望しておきたいと思います。

次に、民生費の社会福祉協議会補助金についてであります。

町社協では、シルバー人材センターを設置し活動を始めたばかりであります。よく目にするのは、会員募集・職員募集であります。国の指定を受けるため、令和2年度の事業概要は、会員数 100 名、受注件数 150 件、契約金額 165 万円としながらも、現状は、会員数 35 名、受注件数 57 件、契約金額 110 万円です。

委員からは、「もっと地域に出掛け、企業を訪問する等の積極性が見えない」「町も補助金を出しており、もっと社協を指導すべきだ」などの意見もあり、当委員会としても町が積極的に指導するよう指摘いたしました。

次に、衛生費：離島医療対策事業の医師招へいについてですが、未だに五箇診療所の医師が招へい出来ていないことは大変残念であります。

医師招へいは、大変困難なこととは承知しています。しかし、専門誌に広告を掲載するのも結構ですが、現状の取り組みでは町の意気込みを感じることはできません。もっと関係予算も増額し、積極的に対応して町民の安全安心が担保できるよう、ご尽力いただくよう強く要望しておきたいと思います。

次に、教育費関係予算についてであります。

まず、学校給食費の保護者負担の減額については、ようやく他市町村並みになり評価をしておきたいと思います。

しかしながら、依然として異物混入などの事故も発生しており、安全安心な給食を提供するため関係業者をしっかりと指導するよう指摘いたしました。

学校施設については、より良い教育環境を整備するためにも積極的に対応していただきました

と思います。特に、老朽化が進み、児童生徒の安全安心が心配される中で、以前から施設の整備計画を作成するよう指摘してきたところではありますが、改めて強く要望しておきたいと思います。

また、補正予算でもありましたように、教育情報化推進事業の小中学校通信ネットワーク整備事業についてであります。この事業は、令和2年度に繰り越し、教育情報化整備計画書の策定に合わせ、関係機器の整備を行うものであります。当面は、整備計画の策定が急がれます。

計画書の内容は、ネットワーク及びサーバーの基盤、機器の選定、ソフトウェアの選定、運営サポートなどが主なものとなっております。今一つ気になっているのは児童生徒の健康面の対応であり計画策定に当たっては、児童生徒の健康管理についても留意していただくよう要望しておきたいと思います。

議案に対する意見・指摘事項は以上のとおりであります。最後に、本町の危機管理体制について申し上げたいと思います。ご承知のように、この度の新型コロナウイルス感染症への本町の対応についてであります。政府の突然の学校休業の要請によって、本町でも児童生徒の安全を最優先して休校としたことは色々と矛盾は感じながらも理解しているところであります。

しかしながら、卒業式をめぐり、教育委員会・校長会・保護者・児童生徒・本町執行部との間には、考え方・対応方法に大きな課題を残した結果となってしまったことは大変残念であります。各議員も、多くの保護者や町民の皆さまから色々と意見・苦情もいただいたとも聞いております。私たち議員が承知しているのは、各部署での対応はあるものの、「最終的には隠岐の島町の危機管理として対応します」と言う執行部からの報告であります。

当委員会からも、隠岐の島町の危機管理として、関係部署に統一した対応をするよう、再三、要望してきましたが、結果として、差別とは言わないまでも、卒業式に関しては関係者に不信感・不満感を残す結果となりました。一生のうち、一度しかない機会を経験したもの、また、出来なかった児童生徒・保護者の心情を思うと本当に心苦しく思います。

この度の新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、更に10日間の自粛要請もあったところではありますが、本町の危機管理として毅然とした対応をしていただきますよう要望し、委員長報告を終わります。

尚、所管の調査事項については議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 委員長

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の2月25日、26日、27日、会期中の3月10日、11日、12日の6日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第42号「令和2年度隠岐の島町一般会計予算」及び、各特別会計予算など3件と、議第17号「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正、制定など5件、議第29号「公有水面埋め立てに係る意見について」及び議第30号「町道路線の認定について」の2件、議第32号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」などの契約及び協定の変更10件の計20件であります。

はじめに、審査の結果について、議第42号「令和2年度隠岐の島町一般会計予算」及び、各特別会計予算、条例の一部改正・制定、変更契約など付託された20件については、全て全会一致で「可決・認定すべし」といたしました。

まずは、「令和2年度隠岐の島町一般会計予算」のうち土木費の西郷145号線橋梁架替事業〔港町～西町地内〕愛の橋測量設計1式について、所管課から予備設計が完了し、概算工事費が20億円近くかかるとの報告がありました。委員からは、町全体の各種事業や財政に大きな影響があるのではないかと指摘がありました。

委員会としては、愛の橋の架替を否定するものではありませんが、あまりにも町全体の事業や財政に及ぼす影響が不明瞭であり、その辺りの調査や他の施工方法の検討、規模の見直しなども含めて今一度再検討を行い、委員会に報告するよう強く指摘いたしました。

次に農林水産業費の木質ペレット製造施設管理運営事業について、所管課から民間企業のペレットを活用した発電事業の計画があるとの報告がありました。発電事業が開始されれば、年間のペレット消費量が1800 t近くになるとのことです。

委員からは、どのような発電設備なのかなどの質問がありました。委員会としては、ペレット発電に関しては当初の計画に無く、今後ペレット製造施設の運営費などがどのように変更になるのか、資料等を更新し報告するよう申し添えました。

次に民生費の隠岐温泉GOKA管理運営事業について、総務課長、財政課長、農林水産課長、商工観光課長、福祉課長、五箇支所長及び補佐からなる温泉施設の検討会で議論していると

の報告がありました。ペレット発電による温水を当該施設で活用すると言うような話も聞かえてきますが、大きな施設修繕が必要となった場合には施設を閉鎖すると議会とも約束をしています。

委員会としては、検討会での結論だけを委員会に報告するのではなく、中間での報告を必ずするよう指摘いたしました。

条例の一部改正・制定、変更契約、特別会計予算などについては、特に指摘事項はありませんでした。

最後に所管の調査事項について報告いたします。

離島漁業再生支援交付金事業について、現在、会計検査院で調査中の25年度、26年度の事業リストの提出を求め、リストを元に質疑を行いました。会計検査院で未だ調査中のため詳細については触れませんが、問題となっている箇所の把握はできました。

委員会としては過去の事業に関して、何かしら動きがあれば報告することはもちろん、令和元年度に実施した事業についても情報がまとまった時点で委員会に報告するよう指摘いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたしますが、所管の調査事項については議会閉会中も継続して調査研究することとし、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 特 別 委 員 会 の 中 間 報 告

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員会 16番：福田 晃 委員長

○16番（福田 晃）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会会期中の3月5日に委員会を開催し、竹島対策室から12月以降の竹島問題を取り巻く情勢・活動状況の報告を受けた後、2月3日東京での竹島要望活動、2月22日の竹島の記念式典について委員の報告や意見交換を行ないました。又、4月以降の活動予定についても意見交換をいたしましたので報告いたします。

2月3日に「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」による東京での要望活動が実施され参加いたしました。主な要望先は外務省・内閣府・水産庁・海上保安庁等政府機関と県選出国會議員・竹島返還運動に尽力をいただいている国會議員など合計19名訪問いたしました。

主な要望事項は、①内閣府に竹島問題を所管する組織の設置、②隠岐の島町に「竹島漁撈歴史記念館」の設置、③暫定水域における漁業秩序の確立、④国境離島における国防体制の強化、⑤学校教育における竹島に関する学習の強化を図る、でありました。

また、2018年1月、日比谷公園の市政館に開設した「領土・主権展示館」が手狭であることや、場所が分かりにくいという声に応える形で、2020年1月虎ノ門三井ビルディングに拡張移転されていました。休館日でありましたが開場していただき、面積が移転前の7倍となった内部を見学させていただきました。資料などはまだ少ない状態で期待外れではありましたが今後、展示等充実させ国内外に発信する拠点施設になると確信しました。

2月22日は条例制定15周年を迎えた「竹島の日」記念式典が県民会館で開催され、委員8名全員出席いたしました。今回は啓発活動の一環として竹島啓発ビラ及びティッシュの配布を計画し、2月22日8時30分から松江テルサ前にて行う予定でしたが、雨となり残念ながら中止いたしました。その後全員で県の竹島資料室を訪問し配布できなかったチラシを来訪者が持ち帰れるような処置をしました。

10時30分からは、式典に先立ち「竹島問題を語る国民交流会」が約150人の参加で12グループに別れ開催され、学校における学習の強化、政府の対応、竹島問題のアピール、暫定水域での漁業秩序等の声が多く出されていました。

式典は内閣府政務官他14名の国會議員を含め一般招待客約470名が参加し開催されました。主催者の島根県知事、県議会議長、来賓挨拶、功労者に対する感謝状贈呈の後、竹島の領土権の早期確立を求める特別決議（案）が上程され満場一致で採択されました。

その後、「竹島の日条例制定15周年を迎えて」と題して、新藤衆議院議員、下條大学教授、豊田内閣審議官による鼎談があり、竹島問題の早期解決について現状打開への意欲ある議論が交わされ16時盛況のうちに閉会となりました。

3月5日の委員会では、竹島の日の前中に行われた交流会での各グループで出された意見や打開策等について話し合った後、4月に行われる「いぐり凧祭」への参加、地区ミニ集会の実施、新たな啓発ビラを作成し、県資料室・久見歴史館にて来訪者への配布要請、竹島に関する研究者との懇談会の開催など、意欲ある令和2年度の計画を設定いたしました。

以上、中間報告といたします。

尚、所管の調査事項については議会閉会中も調査・研究は進めてまいります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

日 程 第 3. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第9号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」から、同意第2号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの49議案、並びに、本日の議事日程第1で行いました各常任委員長報告を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番：安部 大助 議員

○8番（安部 大助）

私は、議第12号「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、反対討論を行います。

今回提案された条例内容は、「度重なる事務の不手際及び不祥事に対して、管理監督責任を負う必要があることから4月分の給料を町長20%、副町長10%減額する」というものです。私は、減額する前に町長としての責務を果たすべきと思っており、責務を果たすことで減額する必要性もないと感じております。

不祥事が起きた時、町長が果たすべき責務は3つあると思います。

一つ目が処分を下すこと。二つ目が説明責任を果たすこと。三つ目が再発防止に努めることとであります。

実際に処分については職員並びに直属の上司に対して処分を下し、説明責任についても、議会に説明がなされ、懲戒処分となった件については公表もなされました。残すは再発防止に向けどう動くかです。

平成29年に多額の使途不明金が発覚し、チェック機能の強化やコンプライアンス行動指針、不祥事防止アクションプランが策定されました。しかし、昨年には未払い金などの不祥事が

発生し、再度チェック機能の強化に加え課内での体制見直しがなされました。そして、職員個人のモラルの欠如から不祥事がまた発生しました。

ここで、再度再発防止策をしっかりと示すべきであります。

例えばコンプライアンス行動指針、不祥事防止アクションプラン等を見直しをする。或いは、本町の懲戒処分指針の見直し、職場環境の改善、職員アンケートによる実態調査など、再発防止に向けできることはたくさんあると思います。

このような再発防止に向け動くことで、町長の責務はすべて完了すると思います。町長は先日の総括質疑の時、けじめという言葉は何回も言っておられました。町長自ら、けじめを取りたいという責任感の強さや住民に対する申し訳ないという誠意も感じられました。

しかし、減給することがけじめをとることとは私は思っておりません。減給は自分自身への罰です。

私も含め議員の皆さんも、住民の皆さんも、職員の皆さんも町長に罰を科して欲しいとは思っていません。再発防止に向け、行動を起こして欲しいと思っています。それがけじめの取り方だと思います。そしてさらに誠意を示すべきと考えるなら地域に出て、説明し再発防止に力を入れることを自らの声で伝えるべきです、その行動で誠意が伝わり信頼回復にも繋がると思います。

以上、減給ではなく再発防止策を示し責務を果たすべきと思うことから、議第12号について反対します。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第9号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」から、議第11号「隠岐の島町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの3件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第9号から議第11号までの3件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第12号「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第12号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第13号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から、議第24号「隠岐の島町交通指導員条例を廃止する条例」までの12件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第13号から議第34号までの12件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第25号「新町建設計画（隠岐の島まちづくり計画）の一部変更について」から、議第30号「町道路線の認定について」までの6件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第25号から議第30号までの6件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第31号「工事請負変更契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」から、議第41号「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化

センター)の建設工事委託に関する基本協定)」までの11件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、議第31号から議第41号までの11件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第42号「令和2年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、議第42号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第43号「令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議第54号「令和2年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの12件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、議第43号から議第54号までの12件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、承認第2号「工事請負変更契約締結の専決処分について(有木小学校校舎改修工事)」についてを採決します。

本案を、原案のとおり「承認」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、承認第2号は、原案のとおり「承認」することに決定しました。

次に、同意案件の採決を行います。

同意第1号議案については、無記名投票で行います。

これより、同意第1号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。

ここで、野津総務課長の退室を求めます。

（ 野 津 総 務 課 長 退 室 ）

議場の出入り口を閉めます。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただ今の出席議員は、議長を除き 15 名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番：菊地 政文 議員、
4 番：石橋 雄一 議員 を指名します。

投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。○×などは無効となります。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

異状なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

（ 局長が議席番号及び氏名の点呼 ）

（ 全 員 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただ今から、開票を行います。

菊地 政文 議員、石橋 雄一 議員、開票の立会いをお願いします。

（ 開 票 ）

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票、うち有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成票 14 票、反対票 1 票。

以上のとおり、賛成が「多数」です。

したがいまして、同意第 1 号は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 場)

野津総務課長の入室を許可します。

(野 津 総 務 課 長 入 室)

ここで、先ほど教育長に任命同意されました、野津総務課長のあいさつをお願いします。

番外：野津 総務課長

○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）

この度は、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

私としては、急な話でもありまして、気持ちの整理、また、浅学菲才な私が教育長という大役、大職を務めあげられるのかという不安がありまして、かなり迷ったところもございましたが、その不安は今でもございますが、皆様にご承認いただいたからには、これまでの歴代の教育長が築き上げた教育行政をさらに発展させるように誠心誠意努めていきたいと考えておりますし、町長の進める「よかったが響くまち」に貢献できるように頑張っていきたいなと思っております。

議員の皆様には、議会事務局の時からご指導いただきまして、大きく育てていただきました。ありがとうございました。

立場が、また 4 月からは変わることになりますが、引き続きのご指導、ご鞭撻をお願いして、ごあいさつとさせていただきます。

今日は、ありがとうございました。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

次に、同意第 2 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、同意第 2 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

議会運営委員長、15番：池田 信博 議員

○15番（ 池 田 信 博 ）

発委第1号。

隠岐の島町議会議長 米澤壽重 様。

提出者 議会運営委員長 池田信博。

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由。

令和2年第1回隠岐の島町議会定例会に上程された「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」に伴い、併せて、各課の事務事業を勘案し、各常任委員会が所管する課の変更について、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

以上であります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

「質疑」はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行いません。

「討論」はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがいまして、発委第1号は、原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかった事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがいまして、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上で、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時36分)

以 下 余 白